

ソブリンリスクに対する自己資本比率規制の対応と影響 —イギリスの経験から—

北野友士（金沢星稜大学）

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は 2015 年 6 月 8 日に “Interest rate risk in the banking book” という Consultative document（協議案）を公表した。この協議案は銀行勘定の金利リスクを自己資本比率規制にどのように反映させるか、が論点となっている。ここで問題となるのは従来、銀行勘定での保有にはリスクウェイトが 0%、もしくは非常に低いリスクウェイトとされてきた国債のような公的部門向けのエクスポージャーの取り扱いである。国債の金利リスクを自己資本比率規制に反映させるということは、多くの国債を保有している日本やアメリカの金融機関の経営に対して大きな影響を与えることになる。そのため本年 6 月 9 日付の日本経済新聞社によると、銀行による国債保有の割合が低いドイツやイギリスは規制案に賛成であるのに対し、日本とアメリカは監督案にとどめるべきと主張しているという。なお、協議案ではバーゼルⅡ以降の 3 つの柱に即して、リスク計測して自己資本を賦課する規制案を Pillar 1 アプローチと呼んでいるのに対し、監督当局が金利リスクを監視する監督案を Pillar 2 アプローチと呼んでいる。

以上が本報告要旨の執筆時点での情報である。また協議案に対するコメントは本年 9 月 11 日まで募集されており、本報告の時点で今後の議論をどこまで反映できるかは不明である。しかしながら、イギリスが Pillar 1 アプローチに賛成しているとされる背景については、イギリスが歴史的に自己資本比率規制において国債にリスクウェイトを課してきた（北野〔2007〕および北野〔2010〕、参照）ことが関係しているであろうことは指摘できる。そこで本報告では現在の議論の動向や、イギリスにおいて国債にリスクウェイトが課されてきた背景を踏まえつつ、イギリスでの経験を考察し、何らかのインプリケーションを得ることを目的とする。

参考文献

- 北野友士、〔2007〕、「銀行規制における自己資本比率規制の位置付け—イギリスを事例として—」、『経営研究』第 58 巻第 2 号、129-153 頁。
- 北野友士、〔2010〕、「イギリスにおける自己資本比率規制の展開—80 年基準からバーゼル合意の適用まで—」『証券経済学会年報』、第 45 号、68-78 頁。
- Basel Committee on Banking Supervision, 〔2015〕, “Interest rate risk in the banking book,” Consultative document.